「指定居宅介護サービス」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される 方に対して、障害者の現行法に基づき、当施設の概要や提供される サービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

* 本事業所では、利用に対して障害者の現行法に基づく居宅介護サービス を提供します。当サービスの利用は、原則として障害福祉居宅介護の 支給決定を受けた方が対象となります。

目次

1	事業者
	于不口

- 2 事業所の概要
- 3 事業実施地域
- 4 営業時間
- 5 職員の体制
- 6 当事業所が提供するサービスと利用料金
- 7 サービスの利用に関する留意事項
- 8 虐待の防止について
- 9 秘密の保持と個人情報の保護について
- 10 提供するサービスの第三者評価の実施状況について
- 11 緊急時の対応方法について
- 12 事故発生時の対応方法について
- 13 身分証携行義務
- 14 心身の状況の把握
- 15 他の指定障害福祉サービス事業者等との連携
- 16 サービス提供の記録
- 17 衛生管理等
- 18 業務継続計画の策定等について
- 19 苦情の受付について

株式会社 あやめの花 ヘルパーステーションアイリス 当事業所は居宅介護の指定を受けています。 事業者番号 2315101747

1. 事業者

名称	株式会社 あやめの花
所在地	愛知県豊橋市中岩田三丁目10-8(2)
電話番号	0532-21-8746
代表者氏名	代表取締役 野田 るみ子
設立年月日	令和2年8月7日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護サービス	令和2年12月 ⁻	1日指定
	指定番号(2315101	747)	
事業の目的	適正な指定居宅介護を担	是供する事を目的	りとする
事業所の名称	ヘルパーステーションア・	イリス	
事業所の所在地	愛知県豊橋市中岩田三	丁目10-8(2)	
管理者氏名	大山 友紀		
事業所の運営	居宅において日常生活的	営むことができる	よう、
方針について	生活全般にわたる援助	を行うものとする	5
開設年月	令和2年8月7日		
事業所が行って	介護予防訪問サービス	令和2年11月	1日指定
いる他の業務	広域型訪問サービス	令和2年11月	1日指定
	居宅介護支援	令和2年11月	1日指定
	居宅介護サービス	令和2年12月	1日指定
	重度訪問介護	令和2年12月	1日指定
	移動支援	令和2年12月	1日指定

3. 事業実施地域

車条串存金塔	串体十个术
事業実施地域	豆饲川土坳
•	

4. 営業時間

営業日	月曜日~金曜日
受付時間	9時~18時(平日)
サービス 提供時間帯	0時~24時

5. 職員の体制

<主な職員の配置状況>

*職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	職種	常勤	非常勤	指定基準	職務の内容
1.	管理者	1		1	居宅介護事業の管理
2.	サービス提供責任者	2	\setminus	2	利用者・ヘルパーの管理
3.	居宅介護従事者		15		
	(ホームヘルパー)		2		
	①正看護士				
	正看護士免許取得者				
	②准看護				
	准看護士免許取得者				
	③介護福祉士		5		
	介護福祉士免許取得者		3		利用者へのサービ
	④実務者研修		1		スの提供
	実務者研修修了者				
	⑤ヘルパー1級				
	⑥初任者研修(ヘルパー2級)		9		
	初任者研修(ヘルパー2級)課程修了者)		

当事業所では、利用者に対して障害者居宅介護を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 「居宅介護計画」とサービス内容(契約書第3条・第4条参照)

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画」を定めて、サービスを提供します。「居宅介護計画」は、市町村が決定した居宅介護の「支給量」(「受給者証」に記載してあります。)と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。くサービス区分及びサービス内容>

- ① 身体介護(ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。)
 - 〇入浴介助・清拭・洗髪・・・入浴の介助や清拭(体を拭う)や洗髪を 行います。
 - ○排泄介助・・・排泄の介助、おむつ交換を行います。
 - ○食事介助・・・食事の介助を行います。

- ○衣服の着脱の介助・・・衣服の着脱の介助を行います。
- ○通院介助・・・通院の介助を行います。
- 〇その他必要な身体介護を行います。
- *医療行為はいたしません。
- ② 家事援助(ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助をします。)
 - ○調理・・・利用者の食事の用意を行います。
 - ○洗濯・・・利用者の衣類等の洗濯を行います。
 - ○掃除・・・利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
 - 〇買い物・・・利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。
 - 〇その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。
 - * 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。(預貯金通帳・カードはお預かりできません。)
 - * 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。
- ③ 通院介助(通院の介助を行います。)
- ④ その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います.

(2) 利用者負担額(契約書第5条参照)

それぞれのサービスについて、平常の時間帯(午前8時から午後6時)での 単位数は次の通りです。

	区	分	基本単価	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
		昼間	256	2560円	256円	512円	768円
	30分未満	早朝/夜間	320	3200円	320円	640円	960円
		深夜	384	3840円	384円	768円	1152円
		昼間	404	4040円	404円	808円	1212円
	30分以上1 時間未満	早朝/夜間	505	5050円	505円	1010円	1515円
		深夜	606	6060円	606円	12132円	1818円
	1時間以上	昼間	587	5870円	587円	1174円	1761円
	1時間30分	早朝/夜間	734	7340円	734円	1468円	2202円
	不過	深夜	881	8810円	881円	1762円	2643円
身体介護	1時間30分	昼間	669	6690円	669円	1338円	2007円
才 外 1 夜	以上 2時間未満	早朝/夜間	836	8360円	836円	1672円	2508円
	2时间不何	深夜	1004	10040円	1004円	2008円	3012円

2時間以上	昼間	754	7540円	754円	1508円	2262円
2時間30分	早朝/夜間	943	9430円	943円	1886円	2829円
不凋	深夜	1131	11310円	1131円	2262円	3393円
2時間30分	昼間	837	8370円	837円	1674円	2511円
以上	早朝/夜間	1046	10460円	1046円	2092円	3138円
3時間未満	深夜	1256	12560円	1256円	2512円	3768円
3時間以上の場合にお	昼間	83	830円	83円	166円	249円
いては、30 分を増すご	早朝/夜間	104	1040円	104円	208円	312円
とに単位を 加算	深夜	124	1240円	124円	248円	372円

昼間 256 2560円 256円 512円 30分未満 早朝/夜間 320 3200円 320円 640円 深夜 384 3840円 384円 768円 1	3割負担 768円 960円 1152円 1212円
30分未満 早朝/夜間 320 3200円 320円 640円	960円 1152円
深夜 384 3840円 384円 768円 1 昼間 404 4040円 404円 808円 1	
30分以上 昼間 404 4040円 404円 808円 1	1212円
┃ ┃ 1時間未 早朝/夜間 505 5050円 505円 1010円 1	1515円
深夜 606 6060円 606円 12132円 1	1818円
昼間 587 5870円 587円 1174円 1	1761円
1時間30分 早朝/夜間 734 7340円 734円 1468円 2	2202円
通院等 ^{未満} 深夜 881 8810円 881円 1762円 2	2643円
介助 (身体介 1時間30分 昼間 669 6690円 669円 1338円 2	2007円
護を伴う 以上 早朝/夜間 836 8360円 836円 1672円 2	2508円
場合) 深夜 1004 10040円 1004円 2008円 3	3012円
昼間 754 7540円 754円 1508円 2	2262円
	2829円
深夜 1131 11310円 1131円 2262円 3	3393円
昼間 837 8370円 837円 1674円 2 2時間30分	2511円
	3138円
深夜 1256 12560円 1256円 2512円 3	3768円
	249円
	312円
とに単位を 加算 深夜 124 1240円 124円 248円	372円

	区	分	基本単価	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
		昼間	106	1630円	163円	326円	489円
	30分未満	早朝/夜間	133	2040円	204円	408円	612円
		深夜	245	2450円	245円	490円	735円
		昼間	153	2440円	244円	488円	732円
	30分以上 45分未満	早朝/夜間	191	3050円	305円	610円	915円
		深夜	366	3660円	366円	732円	1098円
	45分以上	昼間	197	3870円	387円	774円	1161円
家事援助	1時間 未満	早朝/夜間	246	4840円	484円	968円	1452円
		深夜	581	5810円	581円	1162円	1743円
	1時間以上 1時間15分 未満	昼間	239	5670円	567円	1134円	1701円
		早朝/夜間	299	7090円	709円	1418円	2127円
		深夜	851	8510円	851円	1702円	2553円
	1時間15分	昼間	275	2440円	244円	488円	732円
	以上 1時間30分	早朝/夜間	344	3050円	305円	610円	915円
	未満	深夜	366	3660円	366円	732円	1098円
	1時間30分以 上の場合に	昼間	35	350円	35円	70円	1056円
	おいては、15 分を増すごと	早朝/夜間	44	440円	44円	88円	132円
	に単位を加 算	深夜	52	520円	52円	104円	156円

	区	分	基本単価	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
		昼間	106	1630円	163円	326円	489円
	30分未満	早朝/夜間	133	2040円	204円	408円	612円
		深夜	245	2450円	245円	490円	735円
通院等	30分以上	昼間	153	2440円	244円	488円	732円
介助(身体伴わない) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1時間未満	早朝/夜間	191	3050円	305円	610円	915円
		深夜	366	3660円	366円	732円	1098円
	1時間以上 1時間30分 未満	昼間	239	5670円	567円	1134円	1701円
		早朝/夜間	299	7090円	709円	1418円	2127円
	不 棡	深夜	851	8510円	851円	1702円	2553円
	1時間30分以 上の場合に	昼間	35	350円	35円	70円	1056円
	おいては、30 分を増すごと	早朝/夜間	44	440円	44円	88円	132円
	に単位を加 算	深夜	52	520円	52円	104円	156円

通院等 乗降介助			利用料	1割負担	2割負担	3割負担
	片道1回あたり	102	1020円	102円	204円	306円

上記の金額に下記の加算を含んだ金額をお支払いいただきます。 訪問介護サービスが、介護保険の適用を受ける場合、原則として 利用料の1割をお支払いただきます。

※ その他の加算

特定事業所加算I	単位数の20.0%
初回加算	200単位(サービスの開始月のみです)
処遇改善加算	単位数の41.7%
地域単位	7級地
	1単位 10.18円

上記金額をお支払いいただきます。訪問介護サービスが、介護保険の適月 受ける場合、原則として利用料の1割をお支払いいただきます。

(2) 利用者負担額(契約書第5条参照)

上記サービスの利用に対しては、介護給付費が支給されます。介護給付費は、本事業所が代理受領いたしますので、利用者から受給者証の記載内容に基づき利用者本人及び配偶者の負担能力に応じ、市町村が決定する1割又は、条件により上限額をお支払いいただきます。

<2人のホームヘルパーにより訪問を行った場合>

☆ 1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

<利用者負担額の上限等について>

☆ 介護給付費対象のサービス(ホームヘルプサービス)利用者負担額は、 市町村が1割又は、条件により上限を定めています。そのため、これらの サービス のご利用状況により、当事業所への月々の利用者負担額は変 わることがあります。

<償還払い>

☆ 介護給付費額を市町村が定める介護給付費基準額の全額をいったん お支払いいただきます。この場合、その後、利用者にお住まいの市町村か ら介護給付費が支給されます。

- (3) サービス利用にかかる実費負担額(契約書第5条参照) サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。
- ① 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。
- ②「通院介助」においてホームヘルパーに公共交通機関などの 交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合(サービスご利用時に その都度ご負担いただきます。)
- ③ 買い物支援を希望された場合はガソリン代を一部負担して頂きます。
- (4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法(契約書第5条参照) 前期「②」、及び(3)の①の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌々月27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況の基づいて計算した金額とします。)
- ア. 窓口での現金支払い
- イ. ご自宅に集金
- ウ. 下記指定口座への振込み 蒲郡信用金庫 鷹丘支店 普通預金 2073711 株式会社 あやめの花 代表取締役 野田るみ子
- エ. 利用者の口座からの引落し

- (5) 利用の中止、変更、追加(契約書第6条参照)
- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日16時までに事業者に申し出てください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出なく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等やむをえない場合はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合 無料 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 利用者負担相当額

- ③ 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、 サービスを追加することもできます。
- ④ サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼動状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。
- (6) 実費負担額(交通費・ガソリン代)の変更 実費負担額(交通費及びガソリン代)を変更する場合は、原則として その1か月前までにご説明いたします。
- 7. サービスの利用に関する留意事項
- (1) ホームヘルパーについて
- ☆ サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。訪問する予定のホームヘルパーが病気などで休む場合、ホームヘルパー交替の連絡は致しませんが、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。
- ☆ 利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームペルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なくご相談ください。

(2) サービスの提供について

- ☆ サービスは、「居宅介護計画」に基づいて行います。実施に関する指示・ 命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供に当たっては、利用者 の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。
- ☆ サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。(ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。)

(3) サービス内容の変更

☆ 訪問時に、利用者の体調等の理由で居宅介護計画で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容の変更をします。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4)受領者証の確認(契約書第3章参照)

「住所」及び「居宅利用者負担額」、「支給量」など「受領者証」の記載内容に変更があった場合は速やかにホームヘルパーにお知らせください。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いします。

(5) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、つぎに該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者もしくはその家族からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供
- ⑤ 飲酒·喫煙及び飲食(移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。)
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

8. 虐待の防止について

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービ

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービ 提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理 利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料 などの諸費用は、利用者の負担となります。)

- 9. 秘密の保持と個人情報の保護について
- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について
 - ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
 - ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
 - ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
 - ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への温洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)
- 10. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について第三者評価の実施は行っていません。
- 11. 緊急時の対応方法について

利用者の主治医又は、事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治医 氏名

所属医療機関の名称

所在地 電話番号

緊急連絡先 氏名

住所

電話番号

昼間の連絡先 夜間の連絡先

12. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、東三河広域連合、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 損保ジャパン

保険名 ウォームハート

補償の概要介護給付費制度全般の損害賠償に対応している

13 身分証携行義務

居宅介護従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14 心身の状況の把握

指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

15 他の指定障害福祉サービス事業者等との連携

指定居宅介護の提供に当り、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

- 16 サービス提供の記録
- (1) 予防訪問事業の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

17 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策 を検討する委員会をおおむ ね6月に1回以上開催するとともに、そ の結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を 整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

18 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- 19. 苦情等の受付について(契約書第14条参照)
- (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談 (お客様相談係)

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービン利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○ お客様相談係<苦情受付窓口(担当者)> 「職名]サービス提供責任者 榊原 智代

〇 受付時間 毎週月曜日~金曜日 9時~18時 〈苦情解決責任者〉 [職名]管理者 大山 友紀

(2) 行政苦情受付機関所在地 愛知県豊橋市今橋町1番地

豊橋市役所障害福祉課 電話番号 0532-51-2345

FAX番号 0532-56-5134

受付時間 8時30分~17時15分

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会

電話番号 052-202-0167

受付時間 9時~17時

上記の重要事項の説明を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業所 及び必要な場合には契約者の署名代行者が署名捺印の上、各1通を保有す るものとします。

年 月 日

訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明

を行いました。 事業所住所 愛知県豊橋市中岩田三丁目10-8(2) ヘルパーステーションアイリス 事業所名 説明者_____ (FI) 私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問介護サ 一ビスの提供開始に同意しました。 契約者住所 印 氏名 署名代筆者 契約者との関係 住所 氏名 印 利用者家族代表

> 住所 氏名

(FI)